

感 染 症 第 2 5 6 0 号  
令和 3 年（2021 年）9 月 21 日

各保健所設置市保健所長 様

保健福祉部長

エキノコックス症にかかる届出の基準等について(依頼)

このことについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 12 条第 1 項に基づき、診断した医師が直ちに最寄りの保健所へ届け出ることとされていますが、診断後 1 年以上経過してから届出があった事例が散見されました。

感染症の発生状況を把握することは、感染症対策に重要であることから、貴管内郡市医師会及び医療機関に対し、改めて届出の基準等を周知するとともに、すみやかな届出について、御理解・御協力を依頼願います。

記

1 送付内容

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（エキノコックス症抜粋）
- (2) エキノコックス症発生届

感染症対策局感染症対策課  
感染症対策係 宮川  
TEL: 011-204-5253（直通）  
FAX:011-232-3719